# 地方都市の貧困問題 一生活相談ケース記録を通して— (1)

# On Poverty in a Local Area: An Analysis of Case Records (1)

久保木 匡 介\* 鈴 木 忠 義\*\* 石 坂 誠\*\*\*

Kyosuke KUBOKI Tadayoshi SUZUKI Makoto ISHIZAKA

# 〈目次〉

(1)

- 1. はじめに (久保木 匡介)
- 2. 研究の視点と方法(鈴木 忠義)
- 3. 結果(鈴木 忠義)
- 4. 分析 (その1): 雇用・失業問題の視点から(久保木 匡介)
- 5. 小括(鈴木 忠義)

(2)

- 6. 分析 (その2): 金銭問題の視点から (石坂 誠)
- 7. 分析 (その3): 健康問題の視点から(鈴木 忠 義)
- 8. 考察(鈴木 忠義)
- 9. 結論(久保木 匡介・鈴木 忠義・石坂 誠)

#### 1. はじめに

# (1) 本稿の目的と課題

本稿は、2009年3月に長野県上田市において設立された、筆者三名を含む有志による生活困窮者支援団体「反貧困・暮らしと雇用を守る上小ネットワーク」 (通称・「陽だまりネット」)が行った約6年間の活動を対象に、調査・分析を行ったものである。その目的は、以下の通りである。

第一に、「陽だまりネット」による生活困窮者<sup>1)</sup> に対する相談支援活動を通じて把握されてきた、上田市および近隣地域における生活困窮者の実態を分析

すること、それを通じ、地方都市における貧困の実態と困窮者が抱える困難を具体的に明らかにすることである。

第二に、上記の生活困窮者の実態分析から、国や 地方自治体が整備・提供してきたセーフティネット と呼ばれる社会保障や困窮者支援のための諸制度が、 どのように機能しているのか・していないのかを明 らかにすることである。

第三に、生活困窮者の実態の分析から、貧困が生まれ再生産される構造を明らかにし、今後の貧困問題に求められる、公的・社会的な政策対応への示唆を得ることである。

- (2)「反貧困・暮らしと雇用を守る上小ネットワーク (陽だまりネット)」の活動概要
- 1) 上田地域における2000年代の雇用情勢と「陽だまりネット」設立の背景

「陽だまりネット」が設立された背景には、主に次のような要因があった。

第一に、2008年秋のリーマンショックによる米国発の世界不況の中で、日本全国において労働者の解雇や雇止めが行われ深刻な雇用難が生じたことである。特に深刻だったのは、1990年代末からの労働法制の規制緩和によって大量に生みだされた、派遣労働者をはじめとする非正規労働者であった。当時、これらの労働者の多くは、「派遣切り」と呼ばれる雇

止めの対象となり、会社の寮からも追い出されて住居も失い、文字通り路頭に迷うこととなった。これらの人々を支援しその生存と人間らしい暮らしを確保することが社会的要請となった。

第二に、上記の雇用難、生活難は長野県そして上 田地域において、全国的に見ても深刻な形で現れた ことである。長野県、特に上田地域は(隣接する坂 城町や東御市を含めて) 伝統的に製造業の占める割 合が高い産業構造を有しており、自動車部品メー カーや電器(機)メーカー、IT関連メーカー、食品 メーカーなどの工場が市内各所に見られる。上述の ように、これらの工場の製造ラインには大量の派遣 労働者、パート労働者が配置されるようになった。 また、当時上田市は長野県下で外国籍住民の数が最 も多く、ブラジル人をはじめとする中南米系の住民 が数千人在住していた。これらの外国籍住民の圧倒 的多数は、派遣労働者として製造現場の仕事に従事 していた。不況はこのような人々の暮らしを直撃し た。2009年8月、有効求人倍率が全国平均0.42倍、長 野県全体で0.38倍だったのに対して、上田地域 は0.29倍で県内最低であった2。上田地域では、失業 者の支援についてより大きな社会的ニーズがあった と考えられる。

第三に、これらの失業者や生活困窮者を支える公的制度、いわゆるセーフティネットの不在あるいは機能不全である。「陽だまりネット」に相談に訪れた多くの生活困窮者は、現存する雇用保険、医療保険、年金、公営住宅、生活保護など本来人々の生存権を保障すべき公的諸制度によって支えられていなかった。このセーフティネットの不十分さこそが、「陽だまりネット」のようなボランティア活動が要請される大きな理由となった。

第四に、2008年「年越し派遣村」をはじめとする新しい困窮者支援と反貧困の運動の誕生である。これらの運動と困窮者支援の取り組みは、直接に困窮者を支援しながら貧困を可視化し、政府・行政機関に対してその対応を迫る新しいタイプの社会運動であり、長野県内でも、各地で失業者や生活困窮者への支援へのとりくみが各地で広がった<sup>3</sup>。

# 2)「陽だまりネット」の設立経過、構成員、活動内 容4

「陽だまりネット」は、長野県上田市を中心とした地域において、特にリーマンショック後の長期不

況の中で職を失い生活に困っている人々を支援する 目的で、2009年3月に結成され活動を開始した。

「陽だまりネット」は、複数の団体と個人からなるネットワーク組織である。活動に参加した団体は、上小地区労働組合連合会、東信医療生協、新日本婦人の会上田支部、日本共産党上小更埴地区委員会(県議会議員および市議会議員を含む)、上田市職員労働組合であり、これに加え個人の資格で弁護士、大学教員、学生および一般市民のボランティアが多数参加した。また、上田市役所からはポルトガル語の通訳派遣などの支援を受けた。共同代表には滝沢修一(弁護士)と久保木匡介(長野大学准教授(当時))が就いた。

主な活動は、ハローワーク上田前の上田城跡公園 駐車場における毎月の相談会の開催と、訪れた相談 者への日常的な支援活動である。相談会では、毎回 相談と並行して看護師による健康相談、炊き出し、 支援物資の配布を行った。また相談会の後には、相 談者の市役所への相談や生活保護申請への同行、弁 護士や司法書士など法律家への紹介、支援物資の提 供が、スタッフによって個別に行われた。

このような相談会は、2009年3月から2015年12月まで行われた<sup>50</sup>。相談者が減少した2013年からは相談会を隔月開催とした。これまでの相談会の記録から、相談者は延べ約400人となっている。

#### 2. 研究の視点と方法

#### (1) 先行研究

民間団体が取り組む生活困窮者に対する生活相談ケース記録の分析として、NPO法人自立生活センター・もやい(2014)がある。これは、2004年から2011年7月までの間に自立生活センター・もやい(東京都内でホームレス等生活困窮者の相談・支援に取り組むNPO法人)の来談者2,305ケースを対象にデータ分析を行ったものである。不安定な就労と居住が生活困窮につながっていること、何らかの身体または精神の疾病を抱えているケースが多いことなどが報告されている。ただし、都市部でホームレス状態におかれている者が主な対象であり、地方の生活困窮者との状況の違いを考慮する必要がある。

制度利用の前段階での初回相談記録の分析として、森川・阪東(2015)がある。これは、首都圏の社会福祉協議会での生活福祉資金貸付初回相談記録(2010年4月~5月)143件を対象として、相談者の困窮状態

の整理と相談対応の関係を分析したものである。「相談受付票」と「初回相談カード」の記載内容をもとにデータセットの作成と分析をしている点で、後述する本研究の方法と類似しており、本研究の結果と比較することができる。

また、地方の生活困窮者に対するライフヒストリー研究として、沖縄をフィールドとする坂本(2016)がある。これは、沖縄県内都市部に在住する低所得・貧困層に属する高齢者30名に対して半構造化面接調査を実施したものである。現在の生活困窮の背景にある低学歴や年金制度の問題(沖縄特例)などに言及しつつ、沖縄の歴史的背景や地域特性を踏まえインタビュー結果を考察している。地域特性を踏まえた生活課題の分析として、本研究においても示唆を与えるものである。

# (2) 本研究の視点

「生活困窮者」の抱える生活課題のとらえ方に関して、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」(2013年1月)では次の3点を指摘している。第一に、「生活困窮者は複合的な課題を抱えている者」が多い(社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会2013, p. 10)。第二に、「生活困窮者は、地域から孤立している者」が多い(同上, p. 10)。第三に、「生活困窮者の抱える課題には、生活面・就労面での課題のみならず、健康面での課題があること」が多い(同上, p. 11)。

「生活困窮者」に対するこうした見方は、所得の 多寡だけでなく多面的に生活課題をとらえようとす る視点としては評価できるが、「孤立」や「課題」と いった形で個人の問題に焦点が当てられるきらいが ある。それに対して、「社会そのものを問う」(岩 田2008, p. 50) ものとして「社会的排除」という概念 が注目に値する。

「社会的排除」には様々な定義があるが、一般的には社会から排除されること、すなわち社会の中から外に出されること、社会との関係が断絶されることを意味する。具体的には、①消費過程(財やサービスの購買)からの排除、②生産過程(経済的ないし社会的に有用な活動への参加)からの排除、③政治的決定(地方ないし国家における意思決定への参加)からの排除、④家族、友人、地域社会間の交流からの排除が想定される(Alcock, 2006, p. 122参照)。

また、岩田(2008)は、「社会的排除」という概念の特徴として、①「社会の活動への『参加』の欠如」(岩田2008, p. 22)、②「さまざまな複合的な不利の経験」(岩田2008, p. 24)、③「『ある状態』というよりは『プロセス』」(岩田2008, p. 26)を挙げている。

このことを踏まえて、本研究ではこうした「社会的排除」の概念を念頭におきつつ、個々人または世帯の生活困窮にいたるプロセスとその背後にある社会問題に着目して分析を行う。

# (3) 研究方法

本研究では、「陽だまりネット」による生活相談活動でのケース記録を利用して、調査・分析を行っている。「陽だまりネット」は、2009年以降2か月に1回程度の相談会などを行ってきており、個々の相談についてケース記録を作成している。ケース記録には基本属性(氏名、住所、年齢、性別等)、生活状況(求職活動状況、在職時の雇用形態、借金の有無、健康状態、生活費の状況等)、相談内容と対応結果が記されており、2009年から2013年までの累計で約400件のケース記録が作成されている。

そこで、本研究では、長野県の地方都市での貧困問題の実態とその特徴、さらには民間の生活相談活動の意義を明らかにすることをねらいとして、ケース記録の記載を項目別にデータ化して質的・量的分析を試みた。このうちケース記録の分析では、2009年から2013年までの期間に作成された相談ケース記録387件を利用した。そして、紙ベースで作成された記録の記載内容から基本属性、相談の状況、生活状況にかかわる項目を抽出してデータ化したうえで量的分析(単純集計、クロス集計)・質的分析(記録内容のテキスト分析)を行った。

加えて、調査対象ケース(相談会の利用者)4名を対象にヒアリング調査を実施した。これは、生活歴や現在の生活状況等についての質問項目を設定し、半構造化インタビューを行ったものである。

本稿では、ケース記録の分析結果のデータを利用 し、分析と考察を行う。その際、必要に応じてヒア リング調査での聞き取りも加味する。

#### (4) 倫理的配慮

ケース記録の分析にあたって、研究の趣旨・目的 および方法、データの利用および研究結果の公表の 方法について「陽だまりネット」のメンバーと協議 し、合意を得ている。

なお、本研究は長野大学倫理審査委員会の承認(申 請番号:2016-004) を得て実施している。

# 3. 結果

# (1) 集計結果の概要

相談ケース記録 (N=387) を対象として、記録内容を項目別に集計した結果、次の通りであった。

国籍については、「日本」311件(80.4%)、「海外」56件(14.5%)などであった。「海外」がやや多くなっているが、この背景として、2009年を中心に派遣切り等で相談に来る外国人が一定数みられたという状況がある(2010年以降はほとんどみられなくなっている)。

住所については、「上田市内」311件(80.4%)、「長野県内」56件(14.5%)のほか、「住所地なし」4件(1.0%)であった。少数であるが居所を持たない状態で相談に来るケースもみられている。

年齢については、「55~59歳」が68件 (17.6%)で最も多く、以下「40歳未満」62件 (16.0%)、「40~44歳」61件 (15.8%)、「45~49歳」57件 (14.7%)、「50~54歳」52件 (13.4%)、「60~64歳」43件 (11.1%)、「70歳以上」22件 (5.7%)、「65~69歳」9件 (2.3%)などであった(世帯で相談に来るケースもあるため、複数回答あり)。高齢者は比較的少なく、40歳から65歳未満の中高年齢層が比較的多い。一方、NPO法人自立生活センター・もやい(2014)(以下、「NPOもやい(2014)」と略記)では、「35~44歳」27.5%、「45~54歳」24.2%、「55~64歳」22.5%、「-34歳」19.8%、「65歳-」6.1%となっており、本調査に比べてやや若年層の割合が高くなっている。

性別では、「男性」287件 (74.2%)、「女性」101件 (26.1%) などとなっている (複数回答あり)。ちなみに、NPOもやい(2014)では、男性86.3%、女性13.3%であり (NPOもやい2014, p. 1)、森川・阪東(2015)でも「男性が約7割を占めた」(森川・阪東2015, p. 99) とされており、本調査でもこれらの調査と類似の傾向を示している。

住居形態については、「民間賃貸住宅」118件(30.5%)、「持家」79件(20.4%)、「公営住宅」35件(9.0%)などであった。これに関して、森川・阪東(2015)でも賃貸が多い結果であり、本調査と類似の傾向である(森川・阪東2015, p.99)。一方、NPOもやい(2014)では、「居所なし(ネットカフェ・野宿

等)」51.4%、「不安定(施設・寮・居候等)」20.3% といった不安定居住が多く、「安定(一般住宅)」 は29.9%であり、本調査とは異なる傾向を示してい る(NPOもやい2014, p.1)。よって、本調査の対象 者は、一応「安定」した居所を持ちながらも生活に 困窮して相談に来ていると考えられる。

世帯人員については、「2人」81件(20.9%)、「1人」67件(17.3%)、「3人」41件(10.6%)、「4人」39件(10.1%)などであった。一方、NPOもやい(2014)では、86.9%が単身世帯であり、本調査とは異なる傾向を示している(NPOもやい2014, p.4)。このように、本調査の対象では単身世帯もさることながら一般世帯(世帯員2人以上)で生活困窮にいたるケースが少なくない。これは、都市部の単身ホームレス状態とは異なる生活困窮者像といえる。

同居している世帯員については、「配偶者」81件 (20.9%)、「子ども」67件(17.3%)、「母」43件(11.1%)、「兄弟姉妹」29件(7.5%)、「父」14件(3.6%)などであった(複数回答あり)。先述のように単身世帯は比較的少なく、家族を形成しながら生活困窮にいたるという状況が少なからずみられる。

子どもの内訳については、「高校生」25件(6.5%)、「小学生」15件(3.9%)、「大学生」13件(3.4%)、「保育園」12件(3.1%)、「中学生」11件(2.8%) などであり、「子どもはいない」は54件(14.0%)であった。

相談時期については、「2009年」190件 (49.1%) が最も多く、次いで「2011年」94件 (24.3%)、「2010年」48件 (12.4%)、「2012年」39件 (10.1%)、「2013年」15件 (3.9%) であった。2009年にはリーマンショックの影響で多くの失業者が発生し、生活に困窮して多数の相談者が来ている状況がうかがえる。ちなみに、NPOもやい(2014)では、「相談がもっとも多かったのは、年越し派遣村実施後の2009年で、その後は減少傾向にある」と報告されており(NPOもやい2014, p. 4)、本調査と同様の傾向がみられている。

相談回数では、「1回」217件 (56.1%) が最も多く、次いで「2回」56件 (14.5%)、「3回」43件 (11.1%)、「4回」17件 (4.4%)、「7回」16件 (4.1%)、「5回」15件 (3.9%)、「8回」9件 (2.3%) などであった。NPOもやい(2014)では、1回のみが68.0%、2回20.3%、3回6.4%、4回2.1%であり(NPOもやい2014, p.6)、本調査とほぼ同様の傾向を示している。

相談内容では、「仕事を見つけたい」142件(36.7%)

が最も多く、次いで「生活資金がない」99件(25.6%)、「借金がたくさんある」77件(19.9%)、「税金・社会保険料の滞納がある」51件(13.2%)、「生活保護を受けたい」48件(12.4%)、「健康面で心配がある」48件(12.4%)、「健康保険証がない」31件(8.0%)などとなっている(複数回答あり)。雇用と生活資金にかかわる相談が多いのが特徴である。

相談者の在職中の雇用形態では、「派遣」86件 (22.2%) が最も多く、次いで「正規社員」50件 (12.9%)、「パート」37件 (9.6%)、「アルバイト」34件 (8.8%) などとなっている (複数回答あり)。「派遣」が比較的多くなっている背景には、リーマンショックに伴う雇用喪失があるものとみられる。ちなみに、NPOもやい(2014)では、現職の就労形態について、2010年以前では日雇い・都市雑業が最多、2011年ではアルバイト・パートが最多であると報告されている (NPOもやい2014, p.5)。

離職理由については、「解雇(会社都合)」が105件(27.1%)で最も多く、次いで「自己都合退職」45件(11.6%)、「契約期限」26件(6.7%)などであった(複数回答あり)。

求職活動の状況では、「している」が145件(37.5%) で比較的多い。

収入源(生活費)については、「雇用保険」76件(19.6%)が最も多く、「勤労収入」56件(14.5%)、「年金」37件(9.6%)などであった。生活保護以外の社会保障給付を収入源とする人が多いが、このうち雇用保険については受給期間を終了すると給付がなくなることに留意する必要がある。

各種料金の滞納については、電気料金の「滞納あり」9件(2.3%)、ガス料金の「滞納あり」7件(1.8%)、水道料金の「滞納あり」7件(1.8%)、家賃の「滞納あり」12件(3.1%)であった。

借金について、「ある」が145件 (37.5%) とやや 多くなっている。多重債務や住宅ローンの返済がで きなくなって生活に困窮するケースが少なくない (具体的状況は「6.分析 (その2)」を参照)。

健康状態については、「治療中」58件 (15.0%)、「不安がある」34件 (8.8%) などであり、何らかの健康不安を抱える者が2割強である。ちなみに、NPOもやい (2014) では、相談時に疾病を訴えた人は78.5% (身体的疾病50.2%、精神的疾病19.0%)であり、本調査以上に健康問題が顕著に表れている(NPOもやい2014, p.4)。

相談後の対応では、「生活保護申請(福祉事務所)へ」が77件(19.9%)で最も多く、次いで「役所へ(生活保護以外)」44件(11.4%)、「後日再懇談」44件(11.4%)、「弁護士・司法書士へ」27件(7.0%)、「ハローワークへ」26件(6.7%)などとなっている(複数回答あり)。ちなみに、NPOもやい(2014)では、相談の結果生活保護申請した人が66.2%であった。本調査においても生活保護申請が多かったものの、NPOもやいと比較すると少ない。相談者の生活状況が異なるため単純に比較することはできないが、本調査の方が生活保護申請へつなぐケースが比較的少ないという傾向がみられている。

# (2) 集計結果の分析

次に、クロス集計によって各項目間の関連を分析 すると、次の傾向がみられた。

まず、生活保護受給と年齢との関連を調べたところ、生活保護「すでに受給中」の者のうち「60~64歳」は11件(「すでに受給中」の27.5%)であったのに対して、「65~69歳」および「70歳以上」は0件(同0.0%)であった。また、(相談後に)生活保護を「受給できた」者のうち50歳代(「50~54歳」・「55~59歳」)は合わせて7件(「受給できた」の53.8%)で比較的多かったが、「65~69歳」および「70歳以上」は0件(同0.0%)であった。このように、相談者のなかでは50歳以上65歳未満の年齢層で生活保護利用にいたるケースが比較的多い。

生活保護受給と住居形態との関連では、生活保護 を「すでに受給中」の者のうち「民間賃貸住宅」は20 件(「すでに受給中」の50.0%)、「公営住宅」3件 (同23.1%) である。また、「受給できた」者のうち 「民間賃貸住宅」が4件(「受給できた」の30.8%)と 比較的多かった。このように、生活保護受給にいた る世帯では持家よりも借家(民間賃貸住宅、公営住 宅)が多いことが分かる。一応「安定」した住居形 態ではあるものの、住宅扶助費でまかなえる家賃額 の住居を選ばざるを得ないという制約が伴うことと なる。ちなみに、NPOもやい(2014)では、生活保護 利用申請後の居所として「アパート」が最も多 く33.9%であるが、次いで「ドヤ」28.5%、「民間宿 泊所」13.2%であり(NPOもやい2014, p. 5)、アパー ト以外では首都圏と長野県の間で異なる傾向を示し ている。

生活保護受給と世帯人員との関連では、生活保護

を「すでに受給中」のうち世帯人員「1人」が14件(「すでに受給中」の35.0%)、「2人」3件(同23.1%)である。「受給できた」のうち世帯人員「1人」が6件(「受給できた」のうち46.2%)、「2人」8件(同20.0%)である。ケース全体では世帯人員「2人」世帯が最も多いのに対して、生活保護受給ケースでみると「1人」世帯の方が多い。このように、生活保護受給世帯では世帯人員が少なく、特に単身世帯が多いことが分かる。

生活保護受給と相談内容との関連では、生活保護を「すでに受給中」のうち「仕事を見つけたい」13件(「すでに受給中」のうち32.5%)、「借金がたくさんある」「住まいを探したい」各6件(同各15.0%)、「健康面で心配がある」5件(同12.5%)が比較的多い。生活保護を「受給できた」では、「生活保護を受けたい」5件(「受給できた」のうち38.5%)、「生活資金がない」「仕事を見つけたい」各3件(同各23.1%)が比較的多くなっている(複数回答あり)。経済的な問題と相まって就労に対する意向が強いことがうかがえる。

生活保護受給と職歴(雇用形態)の関連では、生活保護を「すでに受給中」では「パート」10件(「すでに受給中」のうち25.0%)、「受給できた」では「パート」「派遣」各3件(「受給できた」のうち各23.1%)が比較的多い。このように、生活保護受給世帯では、職歴において不安定な就業形態を経験しているケースが多い。

生活保護受給と借金との関連を見ると、生活保護を「すでに受給中」では借金が「ある」12件(「すでに受給中」のうち30.0%)、「受給できた」では借金が「ある」8件(「受給できた」のうち61.5%)となっている。ケース全体においても145件(37.5%)において「借金」があるが、生活保護受給ケースにおいても少なくなく、多重債務にかかわる支援を必要としていることがうかがえる。

生活保護受給と健康状態との関連では、生活保護を「すでに受給中」のうち健康状態「治療中」「不安がある」各6件(「すでに受給中」のうち各15.0%)で合わせて3割が何らかの健康問題を抱えている。「受給できた」についても、「治療中」「不安がある」各3件(「受給できた」のうち各23.1%)で、合計すると5割弱である。ケース全体では「治療中」58件(15.0%)、「不安がある」34件(8.8%)であることと比較すると、生活保護受給世帯において健康問題

を抱えるケースが少なくないことが分かる。

次に、相談内容の項目間の関連(どの選択肢の組 み合わせが多いか)をみていく。相談内容をケース 全体で集計すると、「仕事を見つけたい」142件 (36.7%)、「生活資金がない」99件(25.6%)が比較 的多かった。このうち、「仕事を見つけたい」と他項 目の関連をみると、「生活資金がない」38件(「仕事 を見つけたい」のうち26.8%)、「借金がたくさんあ る」23件(同16.2%)が多い。失職をきっかけに生 活資金の不足などの生活課題につながっている状況 がうかがえる。また、「生活資金がない」というケー スについても同様に他項目との関連をみると、「仕事 を見つけたい」38件(「生活資金がない」のう ち38.4%)、「借金がたくさんある」29件(同29.3%)、 「税・社会保険料の滞納がある」23件(同23.2%)、 「生活保護を受けたい」20件(同20.2%)が多い。こ のように、「仕事」と「生活資金」という問題が引き 金となり、これらから派生する形で「借金」「税・社 会保険料の滞納」という問題につながっている状況 がうかがえる。先に述べたように、「生活困窮者」は 「複合的な課題」を抱えているといわれるが、この データからも複数の生活課題が絡み合って困難が深 まっていく様相を見ることができるのではないか。

さらに、雇用形態と相談内容との関連についても みていく。相談内容間の関連の分析から生活課題の 間の絡み合いの中心となるのは「雇用」と「生活費」 にかかわる問題である。そこで、雇用形態と相談内 容との間の関連を分析した。雇用形態についての ケース全体の集計では「派遣」86件(22.2%)、「正 規社員 | 50件 (12.9%) が比較的多かった。「派遣」 のケースで多い相談内容としては、「仕事を見つけた い | 55件 (「派遣 | のうち64.0%)、「生活資金がない | 32 件(同37.2%)、「借金がたくさんある」13件 (同15.1%)、「税・社会保険料の滞納」12件(同14.0%) が比較的多い。また、「正規社員」のケースで多い相 談内容としては、「仕事を見つけたい」20件(「正規 社員」のうち40.0%)、「生活資金がない」13件 (同26.0%) が多い。これらを通して、雇用の不安定 性から生活費問題を中心とする多数の生活課題が派 生している様相がうかがえる。とりわけ派遣社員で は「滞納」や「借金」といった問題も多く発生して おり、生活困窮がより深刻化している状況がみられ る。一方、安定しているとみられている「正規社員」 についても再就職や生活費において困難を抱えてい ることがうかがえる。「正規社員」も含めて幅広い雇用形態において生活の困難を経験していることが分かる。

以下、具体的な事例に基づいて、生活困難にいたるプロセスをみていく。

# 4. 分析 (その1): 雇用・失業問題の視点から

ここでは相談ケース記録の中から、雇用・失業に関わる相談ケースの具体例の分析を行う。まず雇用 形態別にいくつかの典型的な相談事例を紹介し、具体的な雇用・失業問題の現れ方を整理・分析するとともに、そこから派生する相談者の様々な困難にも注意を払い、生活困窮の要因の複合化の現れ方に言及する。同時に、生活困窮要因の複合化と悪循環の中で「社会的排除」がどのように進行したのかについても言及する。なお、ケース記録にも含まれる相談者3名に対するヒアリング調査の記録も、必要に応じて分析対象とする。

# (1) 非正規労働者の雇用・失業問題の現れ方

# 1) 失業から住まいの危機、生存の危機へ

非正規労働者の失業の典型的かつ最も深刻と思われる実態から見よう。

相談活動の初期の2009年7月に相談に来たAさん (40代男性) は、請負労働者として住み込みで働いていた職場を解雇された。頼る家族がなく、失業して2か月間は車中生活を行っていた。相談内容は、当面の生活資金の確保について、友人に借りた借金の返済について、そして住まいの確保についてであった。相談時には健康状態がかなり悪化しており、福祉事務所での相談中に倒れ、入院することとなった。

2012年3月に相談に来たBさん(50代男性)は、数日前に派遣会社を解雇となり住んでいた寮を追い出され、上田城公園で野宿生活を送っていた。Bさんは沖縄出身で、長野県内で派遣の仕事を転々としていた。相談内容は、当面の生活資金がなく食事もとれていないということであった。「陽だまりネット」の支援を受け、緊急の宿泊場所を確保し生活保護の申請を行ったが、健康が悪化しており胃潰瘍と下血があった。

この二つの事例に共通するのは、非正規の職を 失った結果、寮から追い出されるなどして住居も 失ったという点である。また、これらの人々は、野 宿や車中泊を続ける一方、保険証を所持しておらず 病院にかかれなかった結果、健康を害している点も 共通しており、失業が生存の危機に直結していたと いえる。これらの人々は、もともと安定的な住居を 持っておらず、住み込みの仕事を転々としてきた労 働者であった。これらの人々が職と住居を同時に奪 われたのが、リーマンショック後のリストラの特徴 であった。

「社会的排除」の観点から見ると、これらの人々は雇用継続中から家族や地域コミュニティからは隔絶する形で就労しており、雇用を失った時には家族や知人の援助を受ける条件もなく、社会の支援から孤立していたという特徴がある。また医療保険にも加入しておらず、公的医療などの社会サービスからも排除されていたという点も共通の特徴である。

#### 2) 失業を繰り返す非正規・中高年の労働者

次に、中高年の労働者が、非正規の仕事を失った後、求職活動をしても雇用を確保できず、生活困難が続いていく事例を二つ紹介しよう。この二名については引き続きヒアリング調査を2016年2月から3月に行っている。

2009年8月に相談に来たCさん(50代男性)は、上 田地域の電機メーカーの工場で派遣労働者として13 年間働いてきたが、2008年末に雇止めにあった。当 初の相談は「失業給付が切れる前に仕事を見つけた い」ということだった。しかし仕事が見つからない ため、2009年10月の相談会では生活保護を受けるこ ととし、同月に市議会議員が同行して生活保護申請 を行い、受給が認められた。この男性は、その後就 労活動を経て仕事につくが、再度失業して生活保護 を受給するということを、2016年までに三回繰り返 している。インタビュー当時は、最低賃金水準の時 給でアルバイトの仕事が週2回程度しかなく、四回目 の生活保護を受けている状況であった。「(生活保護 を)受けてますよ、四回目。自立するつもりではい るんだけど、自立できないもん、どうしても」とい うのは、Cさんの率直な思いだろう。

2010年に相談に来たDさん(50代男性)は、上田市や坂城町の製造業で働いてきた派遣労働者だった。相談に来た当時は、4社ほど製造業を転々としたのち、6か月ほど仕事がない状態だった。主な相談内容は「仕事を見つけたい」「生活資金がない」「健康問題」などであった。また、Dさんには知的障害があり、「陽だまりネット」の相談支援を受ける中で障害者手

帳を取得している。同居の父親の年金と、手帳取得 後は障害年金で生活費を賄っていたが、就職につい てのケンカが絶えなかった。

Dさんは常に求職活動を精力的に行っており、ハローワークで毎週のように求人への応募を行っている。しかし、前述のCさんと同様になかなか採用にまでたどり着けず、また採用に至っても職場での意思疎通がうまくいかない、体力的に続かないなどの理由ですぐに解雇、あるいは退職するということを繰り返している。「陽だまりネット」で相談支援を行ってきた6年間にも、製造工場をはじめ、ホームセンター、家電量販店、スーパーなど上田地域外での住み込みも含め7か所以上で働いてきたが、いずれも短期で離職している。

Dさんは、中高年の再就職の難しさを次のように話している。「製造業は品質管理にうるさいもので、45を過ぎているような高齢の人間が入ってくると不良品を出しちゃうということで異常なほどにシビアになっちゃっているんですよ。例えば派遣というのも、5人をまとめてクライアントに紹介するんだけれど、その中の一人にNGが出ちゃうと取引そのものが危ういと、そういう面があるんですよ。なので派遣は年齢が高くなればなるほど厳しい」。

また、Dさんは知的障害を抱えながら働き続けることの難しさについて語っている。「わたしの場合、発達障害というものがあったために、仕事の上で仲間とのコミュニケーションがうまく取れなかったり意思の疎通が円滑に図れなかったり、仕事の進捗で後れを取ってしまったりだとか、職場内でメンバーの中から外れてしまうんですね。(略)それで、職場の中に一人パワハラをするような人間がいると、明日から仕事に行きたくない、というようになってしまう。そういうことがあって退職せざるを得ないということが続きました」。

そして、Dさんはハローワークでの就労支援についても次のように述べる。「ハローワークでも若い人たちの支援はやるようですが、中高年とか障害者のバックアップは不十分だなって(略)。だから言ったことがあるんですよ。書類選考で出しても落とされちゃうから、求人があったら一緒に同行してもらってそこでアピールできないものかって」。

以上二つの事例に簡単にコメントする。近年、景 気の指標、特に有効求人倍率は回復していると言わ れるが、これらの中高年の再就職は極めて厳しい状 況である。地道に求職活動を続けても、中高年には 安定した仕事が少なく、あったとしても低賃金で短 期の仕事であることが多い。したがって稼働年齢層 とはいえ、特に50代後半以上の労働者は容易に仕事 から排除される。公的な就労支援では、これらの年 齢層を支援することができていない。そのため、Cさ んのように生活保護を受けながら働けるときだけ保 護を受けずに「自立」し、仕事を失ったら再び受給 するというプロセスは、一つのあり方として肯定さ れるべきだろう。生活保護が雇用の不安定な労働者 にとって、セーフティネットとして機能しているの である。

Dさんは、Cさんと同様の中高年の就職難という困難に加え、知的障害というもう一つの困難を抱えながら求職活動を続けている。障害、特に知的障害を抱える労働者の就労支援については、必要性に応じた専門的な支援が行われていない状況である。ハローワークだけでなく、障害者の就労に専門性を持ったワーカーによる伴走型の公的支援が必要である。現実には、これらの困窮者の社会的排除をかろうじてくい止めているのは、「陽だまりネット」のような民間の支援団体や家族などインフォーマルな人間関係である。

#### 3) 外国籍労働者

次に、非正規労働者の相談ケースの中でも、初期 の相談でかなりの割合を占めていた外国籍労働者に ついて紹介しよう。

2009年5月に相談に来たEさん(50代後半男性)は、ブラジル国籍の派遣労働者であり、同年1月に派遣会社を解雇された。Eさんは妻や子どもら家族6人と同居しており、同居している次女の夫も失業し、収入は妻のパート収入だけとなっていた。相談内容は、「当面の生活資金」をどうするかに加え、「社会保険料が払えなくなった」のでどうするか、さらに「借金」、すなわち持ち家のローンの返済をどうするか、ということであった。

2009年7月に相談に来たFさん(40代男性)は、同じく南米系の外国籍の派遣労働者であり、1990年に来日して以来、上田地域の自動車部品メーカーや電気機器メーカーで働いていたが、数か月前に雇止めとなった。主な相談内容は、「仕事を見つけたい」ということだったが、住宅ローンがあり返済や税金の滞納についての相談もあった。

2009年3月に相談に来たGさん(40代男性)は、同じくブラジル国籍の派遣労働者であり、妻と共に勤めていた上田地域の製造系企業から同年1月に雇止めにあった。雇用保険の給付は3か月分しかなく、「仕事を見つけたい」ということが相談内容だった。Gさんは、子どもが二人おり、生活が立ち行かなくなったことから、計三回の相談ののち8月に「陽だまりネット」の支援で生活保護申請を行い、受給が認められている。

以上の三つの相談ケースは、失業した非正規労働 者の中でも、派遣で働いていた外国籍の労働者が派 遣切りにあい困窮するケースである。上田地域は、 中南米系を中心に県内で外国籍住民が最も多かった 地域であるが、これらの世帯の働き手の多くは製造 業で派遣労働者として働いており、リーマンショッ ク後のリストラで大量に雇止めにされた。雇用保険 による失業給付を受給している者もいたが、いずれ も数か月のみの給付で、その後の生活資金のめどが 立たないという相談が多かった。また、これらの相 談者の多くは学齢期または乳幼児の子どもと暮らし ており、住宅ローンの返済や子どもの養育費にも困 るケースも見られた。さらに、これらの相談者の中 には、言葉の問題から生活保護や就学援助などの制 度についての知識も不十分であり、必要な支援が受 けられていないケースも散見された。現在、中南米 系の外国籍住民のかなりの割合はブラジルなど母国 に帰国している。多くの外国籍労働者はそのコミュ ニティごと、日本の地域社会から排除されたのであ る。

# (2) 正規労働者の雇用・失業問題の現れ方

次に、正社員として雇用されていた相談者のケースをみよう。リーマンショック以降の不況では、非正規労働者だけでなく多くの正規労働者も解雇によって職を失ったが、「陽だまりネット」にも多くの正規労働者からの相談が寄せられた。

例えば、2009年8月の相談会には、いずれも40代半ばの男性正規労働者2名が、職を失い借金の返済に困っているという相談に訪れている。どちらの相談者も、学齢期の子どもを抱えている点も共通していた。職を失うことによって家族ごと生活困窮の危機に陥るという点では、正規労働者も非正規労働者と同様である。そのうちの一人は、「今はアルバイトと妻の収入で何とか暮らしている。住宅ローンがあり、

生活保護も考えているが車がなくなるのは困る。ストレスで死んだほうが楽になると思う。」と述べている。このように、正社員の職を失った相談ケースに加え、正社員として雇用されているものの、工場の生産が停止しているので仕事がなく、週2回しか出勤させてもらえない、などの相談も寄せられた。

次に、失業を契機に複合的な困難を抱え悪循環に 陥ったケースを紹介しよう。

やはり2009年8月の相談会に来たHさん(40代前半 男性)は、IT関連エンジニアの正規労働者として働 いていたが、会社の経営難により契約社員にさ れ、2008年末に解雇されていた。当初の相談は、「購 入したマンションのローンが返済できないので、自 己破産したい」という「借金」問題だった。「陽だま りネット」から紹介された弁護士によって自己破産 の対応は進んだが、Hさんは、生活のために上田を 離れ、2010年秋より東海地方の製造業で請負労働者 として働き始めた。しかし新たな職場の労働環境は 劣悪で、元請会社からの過重なノルマと納期に迫ら れながら、風呂敷残業と土日返上の勤務が続いた。 そしてHさんは、ほどなく不眠症となり、うつ病と 診断されてしまった。彼は2012年末に上田に帰り、 再び「陽だまりネット」に相談に訪れた。この時の 相談内容は、「借金」に加え、「健康問題」、そして「生 活保護の申請」であった。この時期には何度も自殺 を考えたと証言している。その後、Hさんは治療を 続ける一方で、公的機関の就労支援も受けながら求 職活動を続け、コンビニの店員やグループホームの 職員などの仕事を経て、2015年にはIT関連の技術を 活かして正規の職につくことができた。

Hさんのたどったプロセスは、不況による失業をきっかけに借金で生活難に陥り、生活を維持するためにより劣悪な労働条件の職場を選び、そこでの仕事によって健康が破壊される、という悪循環の中で、抱える困難が複合化していったものといえよう。

このケースでは、2000年代末の雇用破壊の特徴が示されている。Hさんが働いていたIT関連職場では、職場で解雇権の乱用を抑止する労働組合などがなく、それゆえ解雇に対する公的規制も事実上機能しなかった。このような職場では、非正規だけでなく正規労働者も容赦なく解雇された。他方でいわゆる「ブラック企業」問題と言われる職場における労働条件の劣悪化が進行しており、そのしわ寄せは派遣や請負などより劣位におかれる労働者に集中した。リス

トラという外部からの雇用破壊に加え、「ブラック企業」化という内部からの雇用破壊が進行する中で、「ノーと言えない労働者」が多く生み出され、より劣悪な労働条件で働かざるを得なくなったのである。

「社会的排除」という点から見れば、正規の職場 から排除され、健康破壊によって請負の職場からも 排除されたHさんは、自殺を考えるところまで追い 詰められた。このプロセスでHさんが強く感じたの は、「自己責任社会」ということであった。職を失っ たこと、請負でも働けなくなったこと、鬱になった ことのすべては自分の招いた結果であり、「こんな状 況だから死んじゃってもいいやと思っていた」。ここ では、2000年代末より失業者や生保受給者に対して ふりまかれた「自己責任論」が、抱える困難のすべ てを個人の要因に帰結させ、それによって容易に個 人を社会の支援対象から排除する役割を果たしてい ることが分る。Hさんの場合には、「陽だまりネット」 のスタッフとつながり支援を受けることができたが、 「あそこで完全に断ち切られたら(略)たぶんアウト」 だった、と述べている。民間のボランティア組織に よる支援のみが、失業による困窮者が社会から完全 に排除されるのをかろうじて防いでいる、という危 うい社会状況が浮かび上がってきている。

# 5. 小括

相談ケース記録内容の集計(量的分析)から、次のことがいえる。

第一に、相談ケースでは、「民間賃貸住宅」など安定的な居住形態の者が多い。このことは、一見「安定的」な居住形態であっても不安定性を内包していることを示唆する。ひとたび雇用の喪失に直面するならば、「安定的」な居住を維持することが困難になる。とりわけ経済不況に伴う失業が多発した2009年頃の時期は、そうした問題に直面した世帯が多かったとみられる。

第二に、相談ケースでは、単身世帯よりも一般世帯の方が多い。これは、家族を形成しながら、主たる稼ぎ手の雇用喪失に伴う世帯全体の生活困窮、いわば「家族の貧困」という状況である。背景要因として、親族の扶養機能や地域の互助機能の低下があるものと推測される。

第三に、健康問題を抱えるケースが少なくない。 健康問題の内容は多様であるが、就業継続あるいは 再就職を困難にさせるとともに、医療費負担が家計 を圧迫することも考えられる。

第四に、借金問題を抱えるケースが少なくない。 これには、生活苦による多重債務、住宅ローンの返 済困難などが含まれるが、いずれも雇用の喪失によ る生活費問題がきっかけとなっている。

次に、雇用・失業問題に焦点を当てて自由記述の 分析(質的分析)の結果、次のことが明らかになっ た。

第一に、正規雇用であっても、雇用主側の意向で リストラされたり仕事を減らされるケースがみられ る。一般的に正規雇用(正社員)は「安定」的な雇 用形態で継続的な雇用が約束された地位と考えられ ているが、事例を見ると「正社員」といっても必ず しも「安定的」とはいえない実情がうかがえる。

こうした雇用の不安定性に加えて、生活のためやむなく劣悪な労働条件の職場を選択し、その結果心身の健康を害して離職にいたるケースも少なくない。いわゆる「ブラック企業」問題は非正規雇用ばかりでなく正規雇用でも発生している。このようにして、雇用の喪失による収入の低下に健康問題が加わり、再就職が困難になるという、問題が複合化していく状況がみられている。「社会的排除」との関連では、このような社会的要因による失業問題を自己の責任とする「自己責任論」の意識が、当事者自身とそれをとりまく社会全体に根強く形成されている。そのため、自己責任ではない理由による生活困窮であるにもかかわらず、社会的な支援を受けることを躊躇させる圧力が働いている。

第二に、非正規雇用については、雇用の調整弁としてリーマンショックの際に解雇された者が多かった。こうした人々の多くは居住が不安定で、家族や地域との関係性も希薄であった。そのため、ひとたび雇用を喪失すると、親族や近隣住民、友人・知人からのサポートを受けることができない。また、中には在職中に社会保険未加入である者もあり、社会保障制度の利用からも排除されていた。とりわけ、外国人については、言葉の問題などから制度に関する情報にアクセスできず、必要な支援につながらないケースも少なくない。このように、「社会的排除」の観点では、インフォーマルな人間関係から排除されるとともに公的制度へのアクセスから排除されてといえる。

さらに、正規・非正規を問わず上記のような生活 上の困難をより深化させる要因として、健康問題、 心身の障害、そして借金を挙げることができる。このうち健康問題については先に述べたように、雇用の喪失のきっかけになるとともに再就職を困難にさせる要因ともなる。心身の障害に関しては、知的障害や発達障害などのため就業継続や再就職が困難となっている事例がみられた。専門的な支援へのアクセスから排除されていたり、合理的配慮を受けられる職場が少ないという問題が背景にある。借金については、本来ならば多重債務にかかわる法的支援を受けるべきところであるが、必要な支援を利用できずにいる状況がみられる。先に述べた「自己責任論」の意識が働き、支援を受けるよりも自身の努力で何とかしようとして万策尽きて相談に来ていると考えられる。これらの状況も「社会的排除」といえるものである。

このように「社会的排除」された人々の多くにとっては、「陽だまりネット」への相談が数少ない社会的なつながりとなっている現実が浮かび上がる。このことは、「陽だまりネット」の存在意義を示すものではあるが、生活困窮者が社会から完全に排除されるのを民間の支援団体の活動がかろうじて防止しているという状況は望ましいものではないだろう。

先に述べたように、雇用・失業の問題は借金や健 康問題を伴っているケースが多い。そこで、金銭問 題(借金、税滞納、生活費用)、健康問題(疾病・健 康不安)に焦点を当てた分析を次号にて行うことと する。

(以下、次号へ続く。)

# 付記

本稿の(2) は次号にて投稿予定である。なお、本論文は「陽だまりネット」調査研究会(2017)『地方都市における生活困窮者の生活問題―長野県上田市の民間団体による生活相談を通して一調査報告書』を大幅に加筆修正したものである。

# 注

1) ここでいう生活困窮者とは、失業、雇用難、税滞 納、借金、疾病、住宅難などを理由に「陽だまり ネット」に相談にきた者を指しており、生活保護 受給者など特定のサービスの対象者に限定され ない。また「陽だまりネット」の相談者の多くは

- 上田市およびその近隣の市町村の居住者である が、相談者には小諸市、長野市、松本市など県内 各地域あるいは他県から様々な理由で上田市に 来た者も含まれている。
- 2) 長野県産業活性化本部「月間有効求人倍率の推移」 https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/kensei/ soshiki/shingikai/ichiran/documents/05 koyojyouseidata.pdf 2017年9月28日閲覧
- 3) 2009年末の時点で長野県内では、陽だまりネットを含め7つの団体・グループが各地で生活困窮者支援を行っていた(『信濃毎日新聞』2009年12月24日付)。
- 4) 「陽だまりネット」の2009-2010年の活動については、以下の文献でも紹介した。久保木匡介(2010)「地方都市における反貧困運動と若者の変化」『教育』2010年6月号。
- 5) 2009年から2010年にかけては、12月30日から5日間、上田市勤労青少年ホームを会場に、「生活支援の家in 上田」という名称で生活困窮者のためのシェルターを開設した。利用実績は、5日間で相談件数63件、炊き出し利用157人、宿泊16人であった。またスタッフは5日間で述べ245人が参加した(参照:『朝日新聞』2010年1月7日付)。

# 参考文献

Alcock, P. *Understanding Poverty* (Third Edition), Palgrave, 2006

「陽だまりネット」調査研究会『地方都市における生活困窮者の生活問題―長野県上田市の民間団体による生活相談を通して一調査報告書』2017年

岩田正美『社会的排除-参加の欠如・不確かな帰属』 有斐閣、2008年

久保木匡介「地方都市における反貧困運動と若者の 変化」『教育』2010年6月号、2010年

森川美絵・阪東美智子「第二のセーフティネットに おいて受け止める生活困窮とは:生活福祉資金の 初期相談記録の検討から」『貧困研究』14、2015 年、95-108頁

NPO法人自立生活センター・もやい「もやい生活相 談データ分析報告書 簡易版」2014年

坂本毅啓「沖縄都市部在住高齢者における福祉ニーズの形成過程: ライフヒストリー分析による理

論モデルの考察」北九州市立大学編『基盤教育セ ンター紀要』27、2016年、77-96頁 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関

する特別部会「社会保障審議会生活困窮者の生活 支援の在り方に関する特別部会報告書」2013年